平成２３年（フ）第５７５号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀71番地の４
城堀マンション302
債務者　竹村　初枝
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５７６号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀71番地の４
城堀マンション302
債務者　竹村　義昭
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８０号
神奈川県厚木市戸室１丁目34番５号　正栄ハイム201
債務者　鈴木てい子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８１号
新潟県糸魚川市上刈１丁目４番７号　奴奈川マンション105号
債務者　竹田　誠司
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第８２号
新潟県糸魚川市寺島１丁目11番31号
債務者　藤岡　町子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１９９２号
名古屋市天白区野並２丁目308番地　レジデンス野並301号
債務者　近藤　靖博
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９３号
名古屋市天白区野並２丁目308番地　レジデンス野並301号
債務者　近藤　廣子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４２号
愛知県東海市荒尾町水深24番地　14棟408号
債務者　堀内　清美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３０８号
名古屋市千種区春岡１丁目４番24号　ラポールニュー池下705号
債務者　多湖英津子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５８号
愛知県江南市河野町河野284番地
債務者　尾関　千絵
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３６５号
愛知県一宮市大和町宮地花池字中道４番地　アートメゾン101号
債務者　渡部　陽子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２０号
香川県高松市屋島西町2454番地15　サーパス屋島501号室、住民票上の住所香川県高松市屋島西町2496番地23
債務者　朝山　運生
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１３２号
長崎県諫早市福田町46番23号、前住所長崎県諫早市高来町小船津349番地２
債務者　前田　建治
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
長崎県諫早市福田町46番23号、前住所長崎県諫早市高来町小船津349番地２
債務者　前田　信男
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
長崎県諫早市仲沖町19番11　ハイツモエム405号、旧住所長崎県諫早市青葉台255番地５
債務者　髙田　広美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
長崎県諫早市多良見町化屋1085番地１　福井コーポＩ201号、住民票上の住所長崎県諫早市若葉町225番地80
債務者　田中　大樹
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
長崎県大村市植松１丁目189番地１　ファーストコート205、前住所長崎県大村市久原２丁目1343番地１　レオパレスディアコート与崎203号
債務者　寺田　光一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係